

女川原子力発電所原子炉施設保安規定 指摘事項に対する回答整理表

No.	指摘日	資料番号	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況	備考
1	2023/12/14	保-01	2	資料冒頭に審査会合での指摘事項に対する, 事業者としての保安規定変更の考え方を記載すること	今回の申請においては速やかに保安規定の是正を行う観点から, 耐性の有無に関わらずLCO逸脱時の要求される措置から自主対策設備の記載を削除することを基本とする旨を追記した。	保-01_P.2	今回回答	

女川原子力発電所原子炉施設保安規定 記載の適正化箇所

No.	資料番号	資料名	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
1	保-01	AOT延長等に用いる自主対策設備の削除に伴う保安規定の変更について	3	「【参考】変更条文の抽出手順について」を資料の冒頭へ移動し、記載内容を充実化（AOT延長に用いるもの以外の条文の要否の考え方、予防保全を目的とした保全作業条文の変更の考え方等）	2023/12/19	
2	保-01	AOT延長等に用いる自主対策設備の削除に伴う保安規定の変更について	全体	要求される措置の意味合いが明確になるよう記載を修正（「要求される措置」⇒「LCO逸脱時の要求される措置」）	2023/12/19	
3	保-01	AOT延長等に用いる自主対策設備の削除に伴う保安規定の変更について	7, 28, 29	保安規定の適用時期について、令和5年2月15日の附則で定める日（各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用する）の前後で場合分けを実施	2023/12/19	
4	TS-25	女川原子力発電所2号炉 LCO,AOTおよびサーベイランスの設定	11, 15	表「保安規定における重大事故等対処設備の運転上の制限及び完了時間整理表」におけるD設備欄について、66-9-1, 66-9-2及び66-19-1に記載の燃料プールへの注水等に用いる自主対策設備（「ろ過水系による注水」及び「化学消防自動車及び大型化学高所放水車」）はAOT延長に用いていないことを追記	2023/12/19	